ISSB Update 2025 年 9 月

ISSB Update は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、作業計画で見ることができる。IFRS®サステナビリティ開示基準に関する ISSB の最終的な決定は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

ISSB は、2025 年 9 月 24 日から 26 日に会議を行った。

関連情報：

- 原文はこちら
- ISSB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら

目次

リサーチ及び基準設定

- 生物多様性、生態系及び生態系サービス（アジェンダ・ペーパー3）
- 「SASB スタンダード」の向上（アジェンダ・ペーパー6）

維持管理及び一貫した適用

- 温室効果ガス排出の開示に対する修正（アジェンダ・ペーパー9）

リサーチ及び基準設定

生物多様性、生態系及び生態系サービス（アジェンダ・ペーパー3）

ISSB は、2025 年 9 月 24 日に会議を行い、自然関連のリスク及び機会に関する一般目的財務報告書の主要な利用者の共通の情報ニーズの概要について議論した。また、ISSB は、企業が次のものを適用することにより、これらのニーズを満たす可能性がある範囲について議論した。

- IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」
- 「SASB スタンダード」（「SASB スタンダード」の向上プロジェクトの一環として公表された公開草案で提案されている修正を含む）
- 「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」

ISSB は、何も決定を求められなかった。

次のステップ

来月、ISSB は、企業が IFRS S1 号及び IFRS S2 号を用いて自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを支援するための最初の一歩として、教育的資料を開発するかどうかについて議論する予定である。また、ISSB は、これらの基準書で明示的に要求されていない情報に対する利用者のニーズを満たすために、自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）の提言を基礎とするかどうか、基礎とする場合にどのように基礎とするかについて議論する予定である。

「SASB スタンダード」の向上（アジェンダ・ペーパー6）

ISSB は、2025 年 9 月 26 日に会議を行い、ISSB が向上への優先度が高いとした 12 の「SASB スタンダード」のうち、3 つの「SASB スタンダード」に対する修正案の将来の公開草案について議論した。

ISSB は、何も決定を求められなかった。

次のステップ

ISSB は公開草案を承認する（ratify）かどうかを決定する予定である。

維持管理及び一貫した適用

温室効果ガス排出の開示に対する修正（アジェンダ・ペーパー9）

ISSB は、2025 年 9 月 25 日に会議を行い、引き続き、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」へのフィードバックについて議論した。本公開草案は、温室効果ガス排出の要求事項に関連する適用上の課題に対応して、IFRS S2 号「気候関連開示」に対する的を絞った修正を提案した。

ISSB は、次の事項について議論した。

- 「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出（以下「『カテゴリー15』の温室効果ガス排出」という。）の測定及び開示に関連する修正案（アジェンダ・ペーパー9A-9B）
- ファイナンスド・エミッションに関連する要求事項の適用における世界産業分類基準（GICS）の使用に関連する修正案（アジェンダ・ペーパー9C）
- 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（以下「GHG プロトコルのコーポレート基準」という。）の使用に対する法域の救済措置に関する修正案、及び報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数（GWP）の数値（以下「最新の IPCC 評価における GWP 値」という。）の使用に対する法域の救済措置の適用可能性に関する修正案（アジェンダ・ペーパー9D）
- 的を絞った修正の発効日及び経過措置案（アジェンダ・ペーパー9E）
- 的を絞った修正の投票プロセスを開始するためのデュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー9F）

ファイナンスド・エミッション以外の「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に対する救済措置（アジェンダ・ペーパー9A）

ISSB は、ファイナンスド・エミッション以外の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に関する要求事項に対する救済措置案を最終化することを暫定的に決定した。

出席した 12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

ISSB はまた、次のことを暫定的に決定した。

a. 修正する「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する結論の根拠」において、救済措置の意図を明確化すること

b. 「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定方法の進展のモニタリングを継続すること

出席した 12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関連する救済措置の使用に関する開示要求（アジェンダ・ペーパー9B）

ISSB は、救済措置の利用にあたり、企業が「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から何を除外するかに関する情報を開示するための要求事項案を、次のことを条件として最終化することを暫定的に決定した。

a. 企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示から除外されるデリバティブ及び金融活動の数値（amount）を開示する要求事項を、デリバティブに関連する活動を含む、除外される金融活動について記述する（describe）という要求事項に置き換える。

出席した 12 名の ISSB メンバーのうち 11 名が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

b. 救済措置を適用する目的において、何をデリバティブとして扱ったかを説明することを企業に要求し、関連する財務諸表において適用された一般に公正妥当と認められた会計原則又は実務に従って、当該項目がデリバティブの定義を満たしているかどうかを記述するなど、救済措置の適用方法を理解できるようにする。

出席した 12 名の ISSB メンバーのうち 9 名が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

c. 企業がファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出を含めている場合、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の合計及び企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に含まれるファイナンスド・エミッションの小計を開示する要求事項を追加する。

出席した 12 名の ISSB メンバーのうち 11 名が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

ISSB はまた、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から除外する金融活動の開示に関連する要求事項の目的を説明するガイダンスを提供することを暫定的に決定した。

出席した 12 名の ISSB メンバーのうち 11 名が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における世界産業分類基準（GICS）の使用（アジェンダ・ペーパー9C）

ISSB は、公開草案に示されている産業分類システムのヒエラルキーを、より規範的でないアプローチに置き換えることを条件として、ファイナンスド・エミッションを産業別に分解するために GICS を用いるという要求事項を修正する提案を最終化することを暫定的に決定した。ISSB は、このアプローチにおいて、公開草案の B62B 項(d)及び B63B 項(d)に示された提案の側面を基礎とした。このアプローチは、商業銀行又は保険の活動に参加する企業に次のことを要求する。

a. 気候関連の移行リスクへのエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で、相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを選択すること

b. 他のすべての条件が同じ場合、企業間の情報の比較可能性を支援する、一般的に用いられている産業分類システムを選択することを優先すること

出席した 12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

ISSB は、商業銀行及び保険の活動の両方に参加する企業が、ファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するにあたり、商業銀行及び保険の活動の相手方を分類するために同じ産業分類システムを用いることを要求されないことを明確化することを条件として、企業が単一の産業分類システムを選択し、用いるという要求事項案を最終化することを暫定的に決定した。

出席した 12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

ISSB はまた、より規範的でないアプローチとするという ISSB の決定を反映するため、若干の変更を加えたうえで、用いられる産業分類システムに関する情報を開示するための要求事項案を最終化することを暫定的に決定した。要求事項は、企業に次のことを開示することを要求することになる。

a. 企業のファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するために用いた産業分類システム

b. 企業が産業分類システムを選択した理由、及びそのシステムを用いることにより、気候関連の移行リスクへのエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で、どのように企業が相手方を産業別に分類することができるか

出席した 12 名の ISSB メンバーのうち 11 名が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

「GHG プロトコルのコーポレート基準」の使用に対する法域の救済措置及び GWP の数値への適用可能性（アジェンダ・ペーパー9D）

ISSB は、温室効果ガス排出の測定のために「GHG プロトコルのコーポレート基準」を用いることに対する法域の救済措置（以下、「法域の救済措置」という。）は、法域の当局又は上場する取引所から、企業が自社の温室効果ガス排出の測定に異なる方法を用いることを全部又は一部に要求された場合に利用可能であることを明確化するため、修正案を最終化することを暫定的に決定した。

出席した 12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

ISSB は、7 つの構成温室効果ガスを CO_2 相当量に変換するにあたり、最新の IPCC 評価における GWP の数値を用いるという要求事項について、法域の当局又は上場する取引所から異なる GWP の数値を用いることを全部又は一部を要求されている場合に、法域の救済措置を拡大する修正案を最終化することを暫定的に決定した。

出席した 12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

発効日及び経過措置（アジェンダ・ペーパー9D）

ISSB は、2027 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間より本修正を適用することを企業に要求し、早期適用が容認されることを暫定的に決定した。

出席した 12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

ISSB はまた、実務上不可能でない限り、本修正を適用する最初の年次報告期間において、比較情報を調整することを企業に要求することを暫定的に決定した。企業は次のことを要求される。

a. 前年度に「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出を開示していた場合、新たな要求事項を前年度に適用していたものとして、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の合計及びファイナンスド・エミッションの小計を提供すること

b. 前年度にファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解して開示していた場合、新たな要求事項の結果として適用された産業分類システムを、前年度の情報に反映すること

c. 「GHG プロトコルのコーポレート基準」又は IFRS S2 号により要求されている GWP の数値を用いることに対する修正された法域の救済措置を適用することを選択した場合、企業が前年度にその選択を行って測定したものとして、開示された温室効果ガス排出を調整すること

出席した 12 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。2 名のメンバーは欠席した。

デュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー9F）

出席した 12 名の ISSB メンバー全員が、ISSB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、IFRS S2 号の的を絞った修正について、再公開（re-exposure）なしに書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したことに納得していることを確認した。2 名のメンバーは欠席した。

ISSB のメンバーは誰も修正の公表に反対する意向を示さなかった。

次のステップ

ISSB は、2025 年末までに修正を公表する予定である。